4. 保税地域制度各論
～保税工場その１～

①保税工場の許可

②保税工場の許可期間更新

③貨物の収容能力の増減等

④保税工場の休業・廃業の届出、許可の承継・失効

⑤外国貨物を置くこと等の承認（移入承認）

⑥保税工場外保税作業の許可

⑦倉主責任

①保税工場の許可

関税法第56条
保税工場の許可

1. 保税工場とは、外国貨物についての加工若しくはこれを原料とする製造（混合を含む。）又は外国貨物に係る改装、仕分その他の手入（以下これらの加工若しくは製造又は改装、仕分その他の手入を「保税作業」という。）をすることができる場所として、政令で定めるところにより、税関長が許可したものをいう。
2. 保税工場の許可を受けた者は、当該保税工場において使用する輸入貨物については、当該貨物を当該保税工場に入れた日から三月までの期間に限り、当該保税工場につき第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）の許可を併せて受けているものとみなす。
3. 保税工場の許可を受けた者は、当該保税工場の一部の場所につき第四十二条第一項の許可を受けることができる。

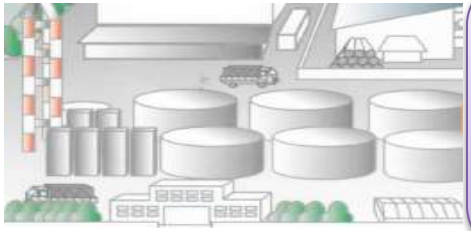

民間企業の工場等について、申請に基づき**税関長が許可**した保税地域

外国貨物の**加工**又はこれを原料とする**製造（混合を含む。）、改装・仕分けその他の手入れ**をすることができる

保税作業

関税法第61条の4、関税法基本通達61の4-9により準用

許可期間は**6年**（特定保税承認者は8年）

税関関係手数料令第2条

面積に応じて**許可手数料**を毎月納付

①保税工場の許可

日本は、国内資源に乏しく、原料品の多くを海外に依存しているため、海外からの原料品を国内消費のため引き取る（輸入する）際には、国内産業の保護を主目的とする関税等が課され、その課税済みの原料品を使用して製品 を製造・輸出することは、関税等を課された分だけ価格面において国際競争力が弱められることとなる。

原料品を関税等未納のまま使用し、製造した製品を積み戻したい旨の要請に応えるものとして設けられたものが「**保税工場制度**」であり、貿易振興のための様々な関税制度の中で重要な役割を担っている。

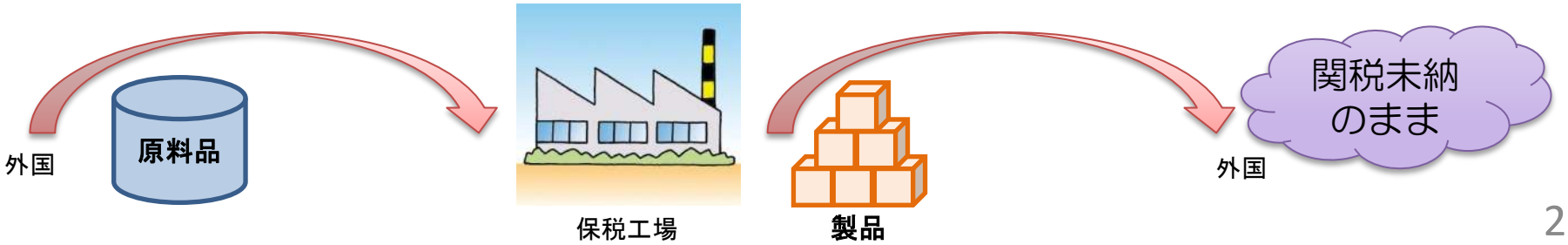

①保税工場の許可

保税工場における貨物の流れ

原料品

船　卸 ／ ＣＹ搬入

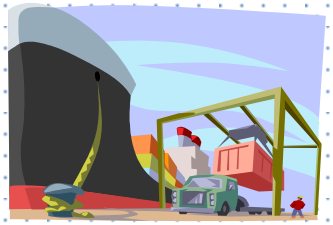

保税運送

保税蔵置場搬入

移入（IM）承認

保税工場

保税工場外

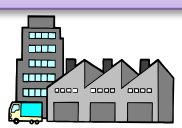

加工・製造

2

移出輸入（IMW）許可

積戻許可

保税運送

製品

船　積

1

ＣＹ搬入

保税蔵置場搬入

積戻許可

①保税工場の許可

保税作業に使用できる外国貨物

関税法基本通達56-1

- 保税工場製品を積み戻すこと（前ページ①のパターン）が確定しており又はその見込みがある工場については、工場側における外国貨物の蔵置及び加工製造の管理形態等からみて、税関の取締上支障がないと認められるものに限り、その工場における加工製造の期間、積戻しされる製品の数量のいかんにかかわらず、原則として保税工場の許可は行われる。
- 製品の積戻しが行われない工場（前ページ①のパターンがなく②のみとなる工場）については、製品の用途、作業の性質等から判断して特に保税工場とする必要があると認められ、かつ、税関の取締上支障がないと認められるものに限り、保税工場の許可が行われる。
- 外国貨物の加工・製造をすべて保税工場外における保税作業により行うこととなるものについては、そのような作業形態になることにつき、やむを得ないと認められるものに限り、保税工場の許可が行われる。

保税作業に使用できる外国貨物

関税法基本通達56-2

- **直接原料**（製品に化体される全ての貨物）
- 作業工程中に主原料に直接混じ、又は添加して使用する**消耗的補助原料**（※）（助剤、還元剤、溶剤等）で、その消費数量が確実に把握できるもの

（※）**消耗的補助原料・・・**具体的な品目が定められている。

関税法基本通達56-3

（1）船舶建造のため使用されるペイント溶剤用のシンナー
（2）ビタミンAの製造に使用されるリチウムハイドライド及び金属カリ
（3）製鋼用銑鉄の製造の際に鉄鉱石の還元及び加炭のために使用するコークス
（4）3，4－ジクロルプロピオンアニリド製造に使用される三塩化燐及びオキシリン塩化燐
（5）酒石酸－トランス－1－メチル－2（2－（アルファアチエニル）ビニール）－1、4、5、6－テトラヒドロピリミジン（バンミンス）の製造に使用されるぎ酸メチル

上記以外の貨物（補助原料で使用数量の不明確なもの又は消費されないもの、作業工程中において使用する燃料、圧さくガス、潤滑油等の消耗品、保税工場用の機械、工具、事務用品等の設備用品）については、その**使用前に輸入手続きが必要**

①保税工場の許可

「混合」と「同時蔵置」

保税作業 ＝ 外国貨物の**加工**又はこれを原料とする**製造（混合を含む。）、改装・仕分けその他の手入れ**

「混合」って何？

品質又は種類の異なる2以上の貨物を混じて原状を識別できないものとし、又は経済的に原状に回復し難い程度のものにすること

⇒関税法基本通達56－6、56－7に規定する**同時蔵置**（関税法基本通達42－3、42－4の準用規定）は、**ここでいう混合にはあたらない。**

外国貨物蔵置の原則 ＝ **区分蔵置**

移入（IM)承認ごと、搬入の時期ごとに分けて貨物を蔵置する。

保税工場における貨物の同時蔵置

関税法基本通達42-3

- **保税工場の許可の対象に含まれるタンク（石油その他の液体貨物を蔵置）**又は穀物その他ばら貨物を蔵置するサイロ若しくは土間である場合において、それらの**施設の効率的な使用のため**、それらの施設において次のいずれかに該当する貨物（内国貨物を含む）で**搬入の時期を異にするものを同時に蔵置する必要があると認められるとき**は、税関における取締上支障がないと認められる場合に限り、その同時蔵置を貨物の混合とみず、**搬入の時期を異にするそれぞれの貨物がその搬入の順序に従って同一の施設に蔵置されるものとして取り扱って差し支えない**ものとする。

※同時蔵置が受けられるもの
〇同一税番及び同一統計番号に属し、かつ、商品的にも同種のものとして取り扱われる液体貨物及び穀物その他ばら貨物
〇原油、粗油、重油等

①保税工場の許可

「混合」と「同時蔵置」

混合

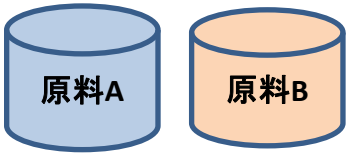

異なる2種以上
の貨物を使用

混合することで
製品となる

・原状の識別不可
・経済的に原状回復が困難

同時蔵置

関税法基本通達42-5

群の呼称、タンク等の番号及び蔵置貨物の品名を記載した適宜の様式による
届出書の提出が必要。

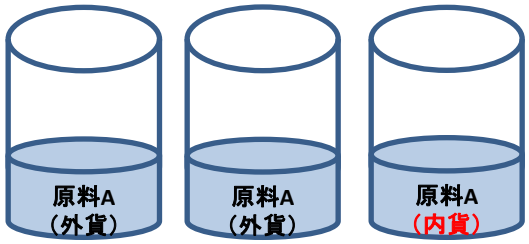

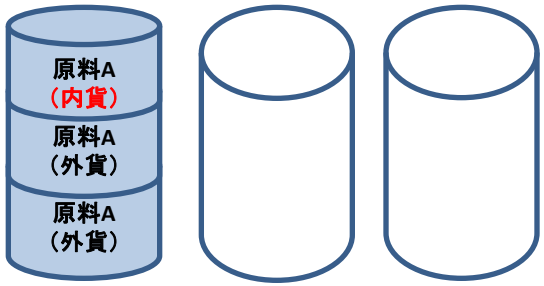

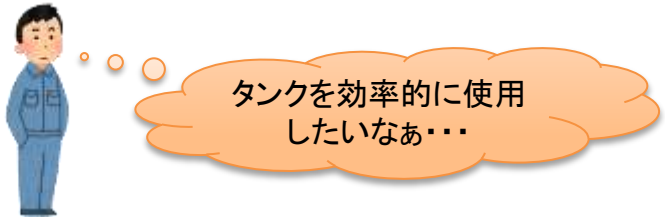

タンク2個を空けることができるので、他の用途に使用することができる！

①保税工場の許可

関税法第61条の4
保税蔵置場についての規定の準用

関税法第43条
許可の要件

税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前条第一項の許可をしないことができる（以下略）。

欠格条項

1. 保税地域の許可を取り消されて3年を経過していない
2. 関税法違反（通告処分以上）から3年を経過していない
3. 関税法以外の法令違反（禁錮処分以上）から2年を経過していない
4. 暴対法、刑法（傷害罪等）違反（罰金以上）等から2年を経過していない
5. 暴力団員等である
6. 申請者が1.～5.のいずれかに該当する者を役員とする
7. 暴力団員等により事業活動を支配されている者でない
8. **業務遂行能力**が十分にない　人的要件
9. 許可を受けようとする場所の位置又は設備が保税蔵置場として不適当である
10. 許可を受けようとする場所について保税蔵置場としての利用の見込又は価値が少ない　量的要件

保税工場の場合は、場所的要件はない
（保税工場の許可を受けるような工場は、税関官署から遠距離にある郊外に立地することが多いため）

場所的要件　施設的要件

①保税工場の許可

人的要件

業務遂行能力

Ⅰ　法令等についての知識・記帳能力・外国貨物保管業務の業務処理能力
Ⅱ　外国貨物の適正な保全を図るための体制、業務手順、手続等を確保できる能力
Ⅲ　許可手数料、倉主責任に基づく関税等納付義務といった経済的負担に耐え得る資力

社内管理規定

関税法基本通達34の2-9

Compliance-Program
＝CP

- CPに盛り込む基本項目は次ページ以降のとおりであるが、申請者の業務実態に応じた内容とする必要がある。
- CPに記載されている各担当者の業務内容や書類と貨物の流れが実態に即していない場合は受理されない。
- 社内体制や手続の変更により、CPの内容と実態が合致しなくなった場合は、速やかにCPの内容を改正のうえ、税関に提出する必要がある。

①保税工場の許可

人的要件

CPの基本項目

社内管理責任体制の整備

- 社内体制を構築する各部門及び責任者の明確化
- <u>各部門における責任者</u>の責務

【総合責任者】倉主等が行うべき業務について総合的に管理し、監督し、責任を負う者
【貨物管理責任者】倉主等の基本的作業である貨物の搬出入に係わる確実な記帳のほか、搬入、蔵置、棚卸し、搬出の各段階での貨物の数量、態様等の把握、管理を行う責任者
【加工・製造責任者】保税作業を行うに当たって、加工、製造工程等定められた工程により作業の管理、監督を行う責任者
【委託関係責任者】（保税地域での業務について委託業務を行っている場合）委託企業従業員の資質を把握し、適切な指揮監督を行う責任者

貨物管理手続体制の整備

- 委託先管理
- <u>手順書</u>等の整備

被許可者が保税業務を他の者に委託している場合は、受託者と適宜の調整を図った上で管理手続体制を整備し、被許可者が自己の責任において行うこととなる。

被許可者の基本的作業である貨物の搬出入に係わる確実な記帳のほか、搬入、蔵置、取扱い、搬出の各段階における管理手続等について規定を整備する。
【搬入・搬出管理】貨物の搬出入時における基本動作の詳細について定める。（例えば、搬入関係書類と現物との対査確認、貨物の異常の有無の確認、書類整備）
【蔵置管理】貨物蔵置中における基本動作の詳細について定める。（例えば、適正な差札貼付

これらの管理手続体制をフロー図等により具体的に記載した手順書をCPの付属書として整理するのが一般的。

<u>貨物管理に携わる方々は、必ずCPや手順書の内容を理解し、守っていただくようお願いします！</u>

①保税工場の許可

人的要件

CPの基本項目

貨物の保全のための体制の整備

- 人又は貨物の出入りのチェック
- 常時又は定期的な巡回警備

工場の設備や取扱量、稼働時間など、実態に合わせて、外国貨物の適正な保全を図るため、必要な措置を行うことが必要。

税関への通報体制の整備

- 不審貨物や不審人物出入りの情報の確実な通報のための体制

- **社内における連絡体制（各部門の従業員から当該部門の責任者への報告）**
- **税関に対する連絡手順及び体制**

を整備する必要があります。

①保税工場の許可

人的要件

CPの基本項目

教育訓練についての体制の整備

- 研修・勉強会等の実施体制
- 業務委託先も対象

すべての役員及び従業員に対して、**社内管理規定の方針及び手続**を理解させ、関係法令の遵守、税関周知事項の徹底、社内管理規定における各人職務を明確に把握させるための教育、訓練について体制を整備する。

保税業務検査等において、教育訓練が実施されているかどうか確認する必要があるので、**社内研修・勉強会の記録を作成し、保管していただくようお願いします。**

評価・監査制度の整備

- 内部監査人による定期的評価・監査制度の制定
- 社内管理規定の実行性の評価改善のための勧告
- 内部監査結果を毎年税関に提出

監査結果のフィードバック

内部監査に期待される効果

- 非違等の防止
- 非違等の早期発見

万が一内部監査で非違があった事実が発覚した場合、自ら税関にその事実を申し出ることで、税関が保税業務検査等で非違があった事実を発見した場合と比べて、処分の基準となる「処分点数」が軽くなる場合があります。
また、早期に発見することで、改善策を講じやすくなります。

企業のシステムが健全に機能しているかを管理・コントロールすることは、健全な経営を確保するうえで重要な鍵となるコーポレートガバナンス（企業統治）において非常に重要です。
形式的なものではなく、内容のある監査を行っていただくようお願いします。

①保税工場の許可

施設的要件

設備が保税蔵置場として適当かどうか？

CPに基づき、貨物の亡失等を防止し、貨物の適正な保全を図るための体制が確保できること

関税法基本通達43-1(3)

原則として、以下の措置が講じてあること

- 敷地内の屋外の土地に貨物を蔵置する場所
  - 外部から容易に侵入できないような障壁、フェンス等を外周に設置すること
  - 適度な照度を確保できるような照明装置が設置されていること
  - 出入口には施錠可能なゲート等の設備が設置されていること
- 工場施設等屋内に貨物を蔵置する場所
  出入口、窓、その他の侵入が可能な部分について、外部から不審者等が容易に侵入できないように施錠その他の措置が講じてあること

量的要件

保税工場としての利用の見込み又は価値が相当数あるかどうか？

同じ港湾又は地域における同種条件の保税工場と比較して同程度かそれ以上

関税法基本通達43-1(4)

①保税工場の許可

保税工場許可の特殊な形態

・加工製造の工程上、一貫した保税作業が必要な場合
・各保税作業の数量把握が製造歩留り等により明確に行える場合

①同一企業体の一括許可

・・・1つの保税工場として許可できる（関税法基本通達56-10）

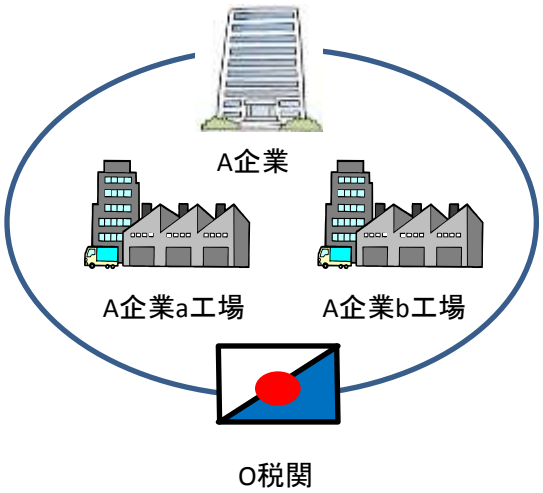

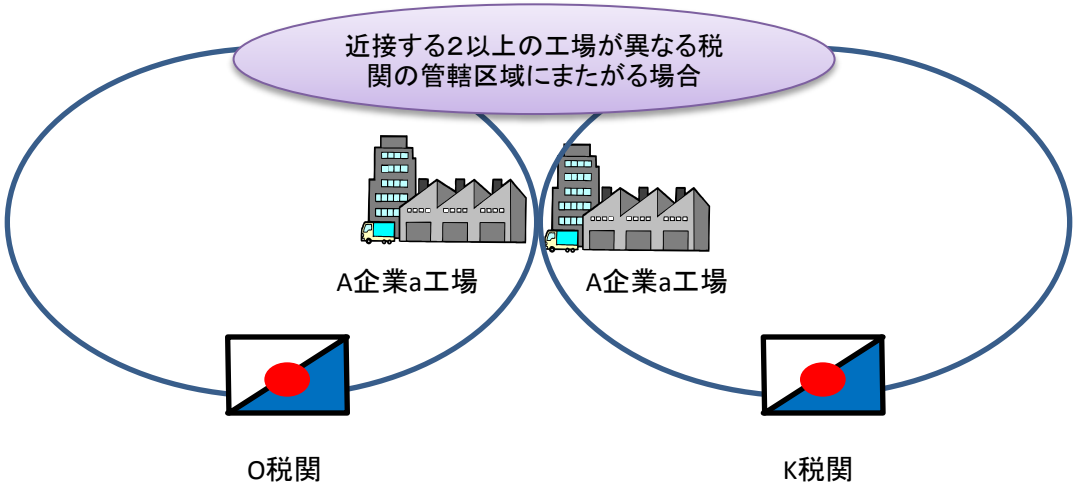

②組合に対する一括許可

・・・民法上の組合に対して保税工場を許可し、各企業の工場は、その附属工場とすることができる（関税法基本通達56-12）

組合

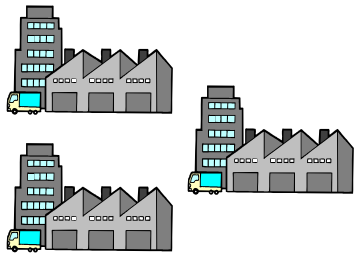

①保税工場の許可

みなし蔵置場

関税法第56条第2項

保税工場の許可を受けた者は、**当該保税工場で使用する輸入貨物については**、当該貨物を当該保税工場に入れた日から**3か月間**は、保税蔵置場の許可を併せて受けているものと**みなされる**。

・当該保税工場で移入承認を受けて保税作業に使用する予定の貨物
・輸入許可を受けて保税作業等に使用する予定の貨物
・これらの原料品と同種の輸入原料品で、輸入許可を受けて内貨作業に使用する予定の貨物

併設蔵置場

関税法第56条第3項

保税工場の一部の場所について、保税蔵置場の許可を**併せて受けることができる**。

・許可手数料は、併設蔵置場分については、**通常の保税蔵置場許可手数料の1/2**

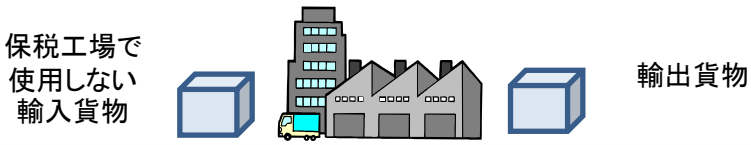

このような貨物はみなし蔵置場の規定は適用されないが、併設蔵置場の許可を受ければ蔵置することができる。

①保税工場の許可

みなし蔵置場と併設蔵置場の違い

一般の保税工場で置ける外国貨物は・・・

製造ライン

製品置場

原料置場

〇保税作業で
できた製品

限定

〇保税作業で使用
する原料
〇輸入原料品と同種の
原料で、輸入許可後、
内貨作業に使用するもの

限定

いわゆる「みなし
蔵置場」

許可手数料は保税工場分

保税工場の一部である原料、製品置場について併設蔵置場の許可を受けると、置ける外国貨物は・・・

製造ライン

原料置場

蔵置貨物
は限定さ
れない。

製品置場

〇一般の保税工場で置ける原材料の
他に保税作業に使用する以外の輸出
入貨物の蔵置が可能

※注意！

併設蔵置場は保税工場の許可を受けて
いる場所にのみ許可することができる
（保税工場以外の場所を併設蔵置場と
するのはダメ）

「併設蔵置場」

許可手数料は保税工場分＋併設蔵置場分（通常
の保税蔵置場の1/2）

②保税工場の許可期間更新

許可期間は**6年**（特定保税承認者は8年）

関税法基本通達56-15(4)

更新の期間は**6年以内**

関税法基本通達43-3(1)の準用

【原則更新をしない場合】

法の規定により刑に処せられ又は通告処分を受けた被許可者に係る保税工場について

- 保税作業停止・許可取消の処分を受ける前に許可期間満了となった場合
- 保税作業停止の処分期間中に許可期間満了となった場合

保税地域の許可期間の更新は、許可期間満了に際して行う新たな許可の性格を持つものであり、その効果も新規許可と何ら変わるものではない。

特にCPについては通達改正等が反映されているか要確認！

・更新申請の際の税関の審査は、新規許可に準じて行うことになります。

・外国貨物の使用見込みがない場合は、原則として廃業の方向で検討していただきますが、引き続き更新を必要とする要請があれば、その内容や理由を税関にご説明ください。

③貨物の収容能力の増減等

関税法第61条の4
保税蔵置場についての規定の準用

関税法第44条
貨物の収容能力の増減等

1. 保税蔵置場の許可を受けた者は、当該保税蔵置場の貨物の収容能力を増加し、若しくは減少し、又はその改築、移転その他の工事をしようとするときは、あらかじめその旨を税関に届け出なければならない。
2. 税関長は、前項の届出があった場合において、その実施しようとする収容能力の増減又は工事について、その増減又は工事をした後の保税蔵置場と他の場所との区分が明確でなく、又は当該増減若しくは工事をした後の外国貨物の保管設備が不十分であるため、この法律の実施を確保するうえに支障があると認めるときは、当該届出をした者に対し、その届出に係る事項を実施する際必要な措置を講ずることを求めることができる。

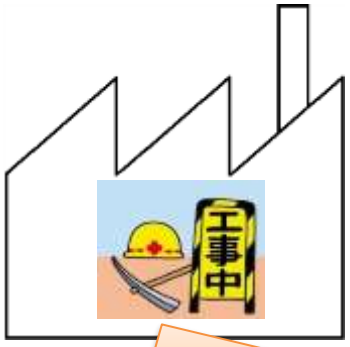

貨物収容能力増減等の届

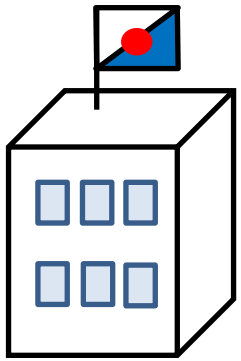

保税工場の貨物の収容能力（面積）の増減・改築・移転・その他の工事

税　関

既に許可を受けている保税工場の許可内容を変更するもの → 無秩序に放任することは税関の取締上支障を生ずる → 保税工場の適正な運営及び外国貨物の取締りの万全を期す。 → あらかじめ税関に届け出なければならない。

増減坪がなくても、工事を行う場合は届出が必要（単なる補修工事を除く）

何が「単なる補修工事」なのか明確な基準はないので、まずは税関に工事の内容をご報告ください。

保税工場の場合「設備の更新・新設・撤去に伴う工事の届出忘れ」が多く見られます。工事を計画したり発注したりする担当と連絡を密に取り、届出忘れがないようお願いします。

④保税工場の休業・廃業の届出、許可の承継・失効

関税法第61条の4
保税蔵置場についての規定の準用

関税法第46条
休業又は廃業の届出

保税蔵置場の許可を受けた者は、許可の期間内に当該保税蔵置場の業務を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめその旨を税関長に届け出なければならない。

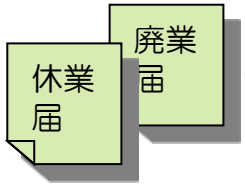

保税工場の業務を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ届出が必要
（休業期間中は、保税工場に外国貨物が置かれていないことを原則とする）

関税法第47条
許可の失効

1. 保税蔵置場の許可は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その効力を失う（以下略）。
2. 保税蔵置場の許可が失効した時は、税関長は、直ちにその旨を公告しなければならない。
3. 保税蔵置場の許可が失効した場合において、その失効の際、当該保税蔵置場に外国貨物があるときは、当該貨物については、税関長が指定する期間、その許可が失効した場所を保税蔵置場とみなす（以下略）。

① 業務を廃止したとき
② 承継手続を行わなかったとき、承継の承認をしなかったとき
③ 解散したとき
④ 破産手続開始の決定を受けたとき
⑤ 許可期間が満了し、更新しない場合
⑥ **税関長が許可を取り消した場合**

関税法第48条

→ 直ちに公告

関税法第48条の2
許可の承継

1. 保税蔵置場の許可を受けた者について相続があったときは、その相続人（略）は、被相続人の当該許可に基づく地位を承継する。

（以下略）

相続・合併・分割があった場合

→ 相続人、合併・分割後の法人等が保税工場被許可者としての地位を承継することができる。

⑤外国貨物を置くこと等の承認（移入承認）

関税法第61条の4
保税蔵置場についての規定の準用

関税法第57条
外国貨物を置くことができる期間

保税工場に保税作業において使用する外国貨物（当該貨物を使用した保税作業による製品を含む。）を置くことができる期間は、当該保税工場に当該貨物を保税作業のために置くこと又は当該保税工場において当該貨物を保税作業に使用することが承認された日から二年とする。

関税法第43条の3
外国貨物を置くことの承認

1. 保税工場に外国貨物を入れる者は、当該貨物をその入れた日から三月を超えて当該保税工場に保税作業のために置こうとする場合又は当該貨物を当該保税工場に入れた日から三月以内に保税作業に使用しようとする場合には、政令で定めるところにより、その超えることとなる日前又は保税作業に使用する日前に税関長に申請し、その承認を受けなければならない。

（以下略）

関税法第43条の2
外国貨物を置くことができる期間

2. 税関長は、特別の事由があると認めるときは、申請により、必要な期間を指定して前項の期間を延長することができる。

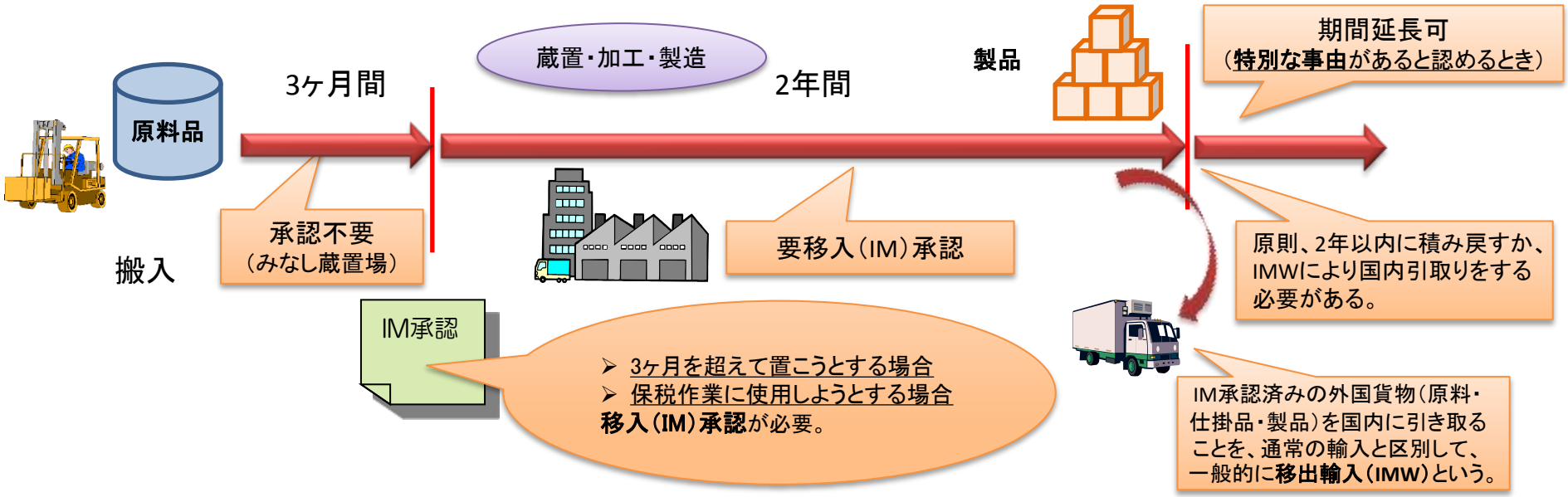

⑤外国貨物を置くこと等の承認（移入承認）

原料品

搬入

3ヶ月間

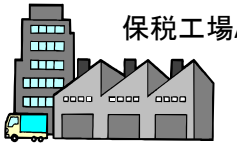

保税工場A

2年間

保税運送

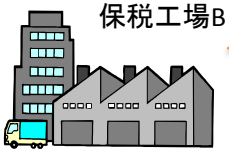

保税工場B

置くことができるのは、保税工場BでのIM承認日から2年間、つまり**H31.4.1**まで

課税物件の確定

承認申請手続は輸出入申告に準ずる

貨物の検査
（必要に応じ）

IM承認

H28.4.1

いわゆる**再移入（IM）**承認が必要

IM承認

H29.4.1

複数の保税工場を転々とした場合であっても、個々の工場において2年間の蔵置が認められる。

IM承認

H28.4.1

IM承認

H29.4.1

同時に使用して保税作業

製品

関税法基本通達57-1

この製品の蔵置期間は、使用原料のうち、最後に置くことの承認を受けた日から計算するので、H31.4.1まで蔵置できる。

⑥保税工場外保税作業の許可

関税法第61条
保税工場外における保税作業

1. 税関長は、貿易の振興に資し、かつ、この法律の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、政令で定めるところにより、期間及び場所を指定し、保税工場にある外国貨物について保税作業をするため、これを当該保税工場以外の場所に出すことを許可することができる。

（以下略。）

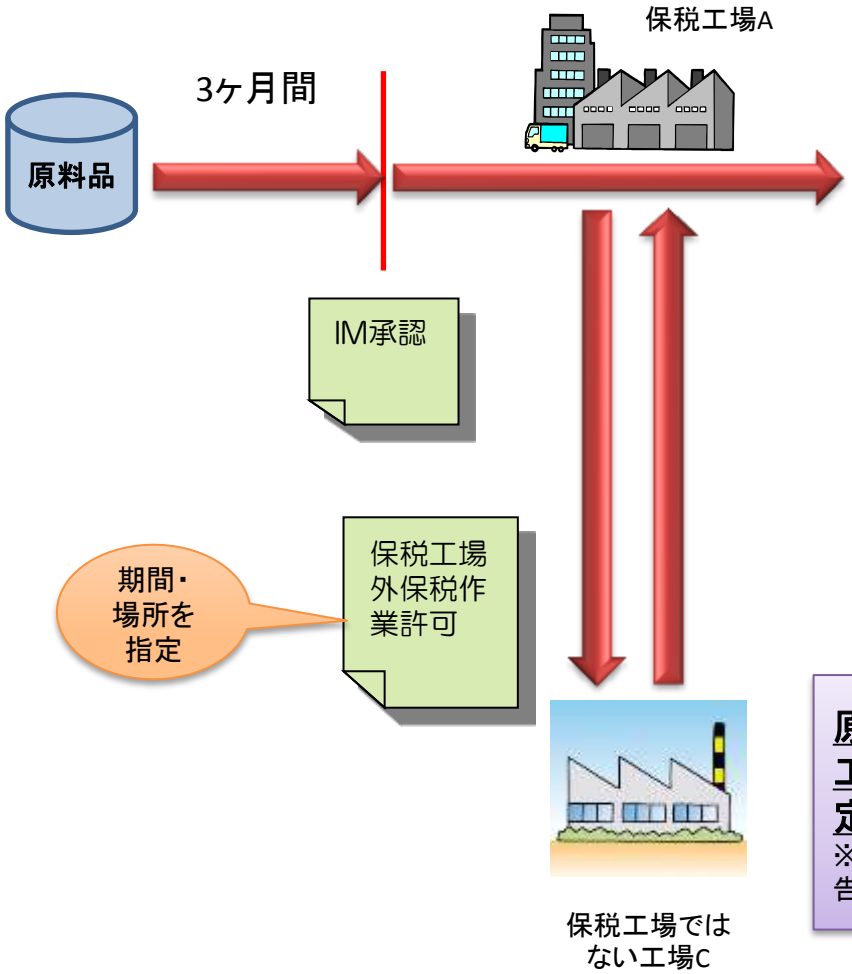

- 持ち出す外国貨物の関税額に相当する担保を提供させることができる。
- 保税工場から搬出する際に、税関は必要に応じ検査を行う。
- 指定期間中は、元の保税工場にある貨物とみなす。
- 指定期間中に貨物が亡失、滅却された場合、指定期間を経過した場合は、保税工場の被許可者から関税を徴収する。

<u>原料を保税工場Aに搬入し、期間を指定したうえで保税工場ではない工場Cに出して、工場Cにて作業終了後指定期間内に保税工場Aに再搬入するのが原則。</u>

※工場Cへの直接搬入（保税工場Aを経由しない）、工場Cにおける積戻し申告につき、特例あり

関税法基本通達61-7、61-8

⑥保税工場外保税作業の許可

※保税工場外における保税作業の許可は、下の全てを充足する場合に限られます。

（1）

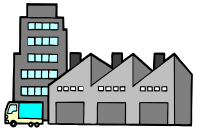
保税工場

保税工場外工場

・保税工場に一貫作業できる施設がない
・保税工場では1次作業ができない
など・・・真にやむを得ない理由がある

（2）

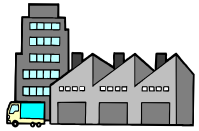
保税工場

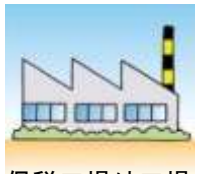
保税工場外工場

・同一の企業体に属していない（保税工場外の工場が小企業であるため保税工場とすることが困難若しくは不適当）
・同一の企業体に属しているが、保税工場外工場で行う保税作業の量が少なく（生産高の30%以内）、その場所を保税工場とすることが必ずしも適当と認められない

（3）

保税工場外工場

保税工場外工場で行われる保税作業の
・製造歩留りが明らかであること
・製品の数量等が確実に把握できること

（4）

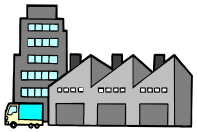
保税工場

保税工場外工場

実質的な貨物の管理が保税工場の被許可者によって行われること

元の保税工場にあった貨物であることが確認できること

できた貨物が再び元の保税工場に搬入されること

⑦倉主責任

関税法第61条の4
保税蔵置場についての規定の準用

関税法第45条
許可を受けた者の関税の納付義務等

1. 保税蔵置場にある外国貨物（輸出の許可を受けた貨物を除く。以下この項及び次項において同じ。）が亡失し、又は滅却されたときは、当該保税蔵置場の許可を受けた者から、直ちにその関税を徴収する。ただし、外国貨物が災害その他やむを得ない事情により亡失した場合又はあらかじめ税関長の承認を受けて滅却された場合は、この限りではない。
2. 税関長は、保税蔵置場にある外国貨物が腐敗し、若しくは変質し、又は他の外国貨物を害するおそれがある等の事情によりこれを滅却することがやむを得ないと認めるときは、前項ただし書の承認をしなければならない。
3. 保税蔵置場にある外国貨物が亡失した場合には、当該保税蔵置場の許可を受けた者は、直ちにその旨を税関長に届け出なければならない。

貨物が物理的に存在しなくなること（原型をある程度とどめていても、性質・形状等を著しく失って簡単に復元できないものも含む）

焼却等により貨物の形態をとどめなくすること。ただし、みなし滅却（次ページ参照）を含む（関税法基本通達23-9(4)）。

直ちに届出が必要

外国貨物亡失届

保税工場の被許可者に関税の納付義務が課される
「倉主責任」

⑦倉主責任

- 原則として、保税工場にある貨物が著しく腐敗したため、その本来の用途に供せられないと認められる場合に承認される。
- 貨物が国内消費の需要に適合しなくなり、かつ、これを外国に積戻しすれば採算的に多大の損失を来たすこととなると認められるときには、滅却は承認され得る。

ただし、
・あらかじめ滅却の承認を受けている場合
・災害その他やむを得ない事情により亡失した場合
は**倉主責任免除**

・震災、風水害等の天災又は火災その他の人為的災害で、自己の責任によらないもの等に起因する災害
・上記に準ずる災害

誤送、窃盗による盗難等では倉主責任は免除されない！

ただし、自己の責任によるものと判断された場合（火の不始末etc.）は免除されない。